



質問

規約の別表に管理費や修繕積立金の額が記載されている場合、この金額の改定は普通決議ですか、特別決議ですか。



回答

規約の本文に、例えば「管理費の額は別表第〇の通りとする」のように記載され、別表が規約の一部とみなされるような場合には、管理費の改定は規約の変更に該当し、総会の特別決議が必要です。

一方、規約の本文に例えば「管理費の額は別に定める」のように記載され、規約の中に金額の記載がない場合、別に定めた管理費等の額自体は規約の一部とはみなされませんので、管理費等の額の変更に関する決議要件については、規約に別段の定めがある場合を除き普通決議で改定が可能です。

【参考事例】

管理組合関係 → 管理規約・細則に関する事項 → 管理規約・細則の制定および変更

修繕積立金を改定することになりました。この場合、総会の普通決議で改定してもよいですか。
(Q0161)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。